

# 三島町公共施設等総合管理計画

平成28年3月  
(令和4年3月改訂)  
(令和5年3月改訂)

福島県三島町



# 目次

## 第1章 概要

- 1 はじめに
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 対象となる財産
  - (1) 公共施設等の保有量
  - (2) インフラ施設の保有量
  - (3) 施設保有量の推移
  - (4) 過去に行った対策の実績
  - (5) 有形固定資産減価償却率の推移

## 第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

- 1 人口の推移及び見通し
- 2 財政収支の状況
- 3 公共施設等の将来負担
  - (1) 現在要している維持管理経費
  - (2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み
  - (3) 長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

- 1 基本方針
- 2 具体的な取り組み方策
  - (1) 公共施設等における取り組み方策
    - ①点検・診断
    - ②維持管理・更新
    - ③安全確保
    - ④耐震化
    - ⑤長寿命化
    - ⑥ユニバーサルデザイン化
    - ⑦統合・廃止
    - ⑧脱炭素化の推進方針
  - (2) 民間活力の導入
  - (3) 個別施設計画の策定・推進

## 第4章 実行体制の整備

- 1 全庁的な取組体制の構築
- 2 PDCA サイクルの推進
- 3 財政担当との連携
- 4 町民との協働

# 第1章 概要

## 1 はじめに

全国的に公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっており、人口減少や少子高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが変化していることに加え、公共施設の老朽化による施設大量更新時代到来と義務的経費増大などによる財政状況の悪化見通し等、公共施設を取り巻く環境について、抜本的な見直しが必要となっています。

地方公共団体においては、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新、複合化、転用及び長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

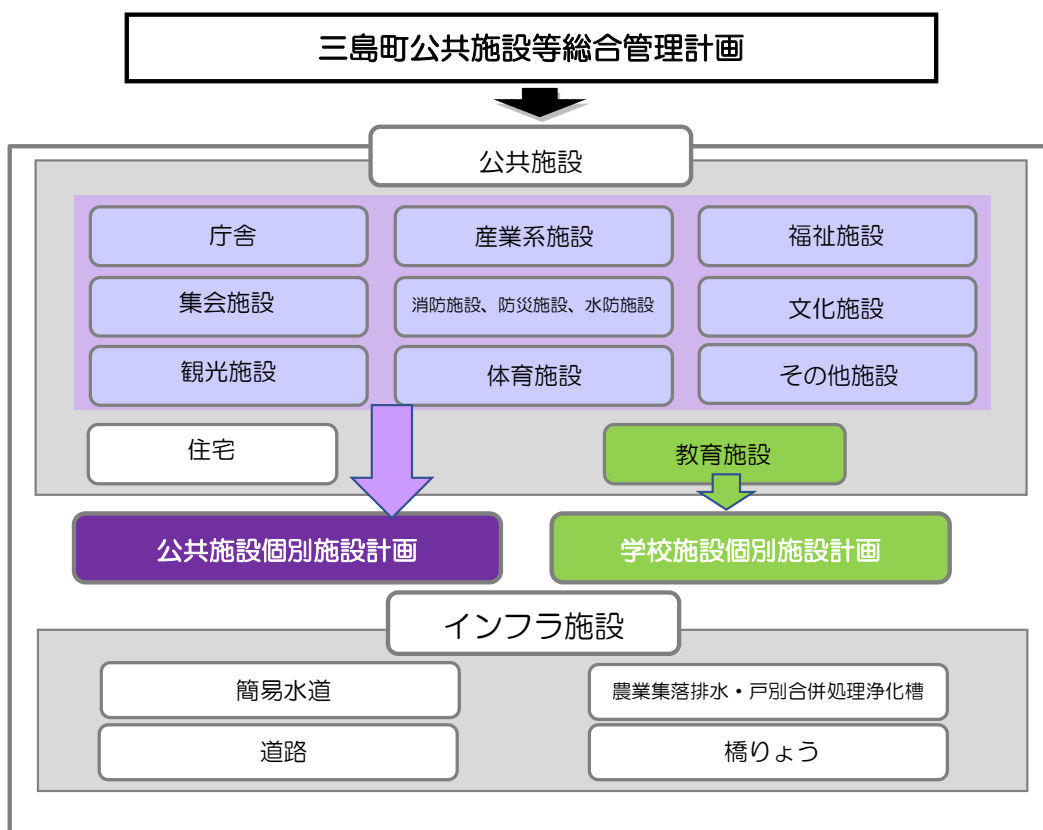
本町においても同様の状況であり、これら諸問題を解決するために、保有する公共施設を効果的・効率的に活用し、必要な公共サービスを持続的に提供し続けられるよう、経営的な視点に基づく取り組みが必要不可欠です。

また、インフラ資産については、町民に安全で安心な社会資本を提供するため、施設の計画的かつ効率的な維持管理・補修を継続的に実施していく必要があります。

このため、「三島町公共施設等総合管理計画」を策定し、健全で持続可能な自治体経営の実現を図ってまいります。

## 2 計画の位置付け

地方公共団体は、インフラを所管する者として、その維持管理・更新等を着実に推進するため、中期的な取り組みの方向性を明らかにする行動計画を策定すること、また、個別施設ごとの具体的な対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定することとされています。これを受けて、上記の行動計画に該当する者として、総務省より公共施設等総合管理計画の策定を要請されました。以上のことから本計画の位置づけを以下に示します。



### 3 計画期間

令和4（2022）年度～令和13（2031）年度

本計画の計画期間は令和4年度から令和13年度の10年間とします。

なお、本計画の維持・更新コストの資産期間は40年とします。

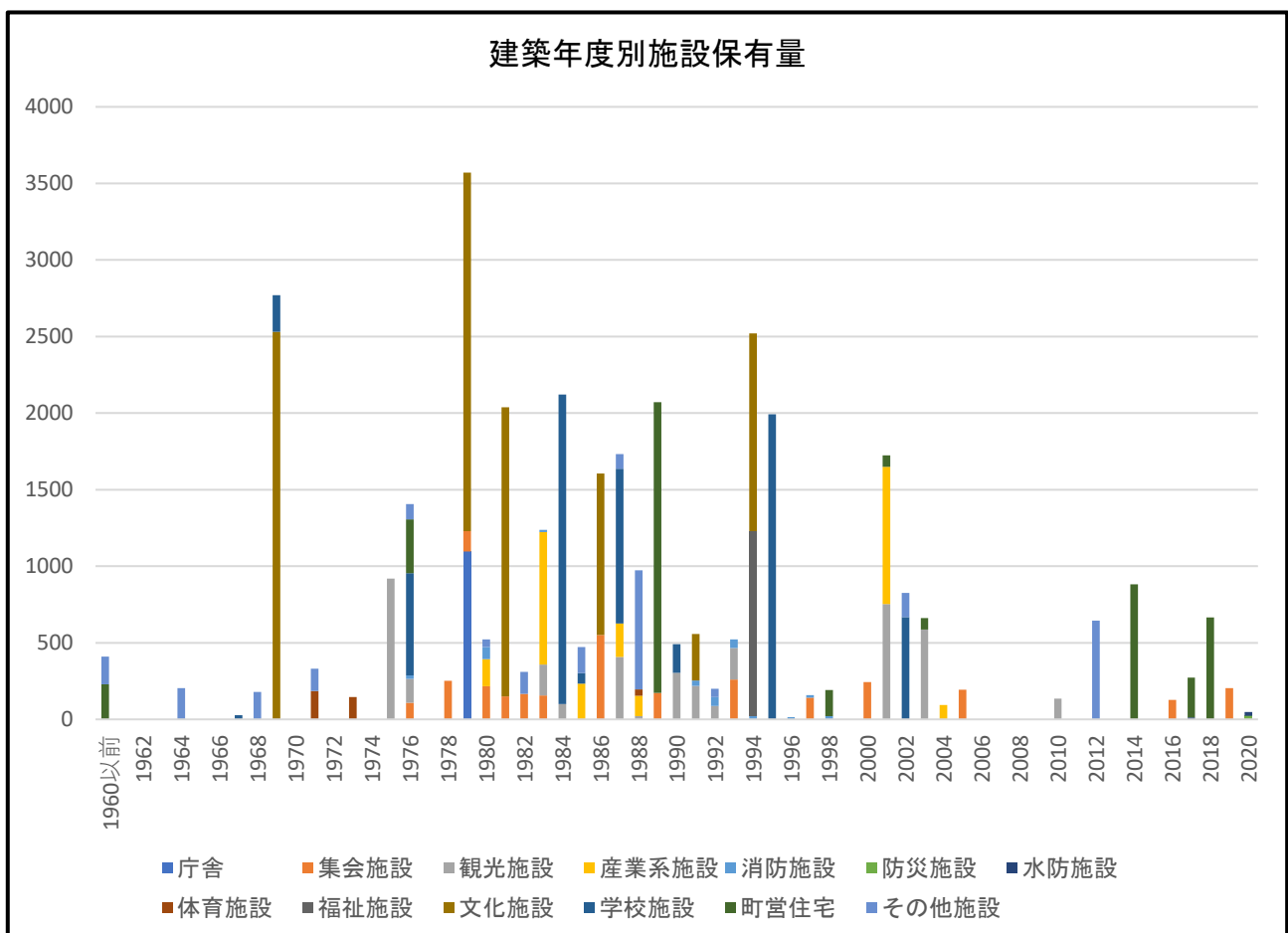
また、施設の老朽化状況等の実態を継続的に把握し、必要な場合、計画を概ね5年ごとに見直すものとします。

### 4 対象となる財産

#### (1) 公共施設等の保有量

本町が保有する公共施設は106施設147棟で、総延床面積は36,663㎡です。

施設分類別では、延床面積で文化施設が最も多く全体の25.7%、次いで教育施設が18.8%、産業系施設が12.6%となっています。



施設分類名	施設名	棟名称	延床面積 (㎡)	建築年度	築年数	構造※1	
庁舎	三島町役場庁舎	三島町役場庁舎	1,096	1979	42	RC	
庁舎 (1 施設 1 棟) 小計			1,096				
集会施設	宮下活性化センター	宮下活性化センター	193	2005	16	W	
	荒屋敷集会所	荒屋敷公民館	113	1978	43	W	
	桑原集会所	桑原公民館	109	1976	45	W	
	大登生活改善センター	大登生活改善センター	134	1979	42	W	
	川井集会所	川井集会所	157	1983	38	W	
	松原多目的集会所	松原地区多目的集会所	167	1982	39	W	
	滝谷集会所	滝谷地区集会所	173	1989	32	W	
	大谷活性化センター	大谷活性化センター	244	2000	21	W	
	浅岐集会所	浅岐集会所	127	2016	5	W	
	間方集会所	間方集会所	141	1997	24	W	
	ふるさとセンター	西方ふるさとセンター	551	1986	35	S	
	名入集会所	名入公民館	139	1978	43	W	
	高清水集会所	高清水集会センター	115	1980	41	W	
	滝原林業集会センター	滝原林業集会センター	102	1980	41	W	
	早戸生活改善センター	早戸生活改善センター	149	1981	40	W	
	多目的集会施設 (ひだまり)	多目的集会施設 (ひだまり)	260	1993	28	RC	
	大石田集会所	大石田集会所	204	2019	2	W	
集会施設 (17 施設 17 棟) 小計			3,078				
観光施設	観光交流施設 (からんころん)	観光交流施設 (からんころん)	136	2010	11	W	
	情報物産館(道の駅尾瀬街道みしま宿)	情報物産館(道の駅尾瀬街道みしま宿)	752	2001	20	S	
	老人休養ホーム (ふるさと荘)	老人休養ホーム (ふるさと荘)	920	1975	46	S	
		洗濯乾燥室	20	1988	33	W	
	多目的活動施設 (桐の里倶楽部)	多目的活動施設 (桐の里倶楽部)	408	1987	34	RC	
	早戸交流拠点施設 (つるの湯)	早戸交流拠点施設 (つるの湯)	586	2003	18	RC	
	美坂高原	美坂高原管理休憩施設 (管理棟)	美坂高原管理休憩施設 (管理棟)	137	1990	31	W
		美坂高原管理休憩施設 (便所棟 1 棟)	美坂高原管理休憩施設 (便所棟 1 棟)	41	1990	31	W
		美坂高原管理休憩施設 (東屋 5 棟)	美坂高原管理休憩施設 (東屋 5 棟)	125	1990	31	W
		農園管理休憩施設 (ヒルトップハーブ)	農園管理休憩施設 (ヒルトップハーブ)	63	1991	30	W
		農園管理倉庫	農園管理倉庫	156	1991	30	S
		便所 (美坂高原)	便所 (美坂高原)	26	1992	29	W
		乗馬休憩所 (第 2 キャンプサイト)	乗馬休憩所 (第 2 キャンプサイト)	61	1992	29	W
管理棟 (釣場)		管理棟 (釣場)	152	1993	28	W	
観光施設	美坂高原	便所棟 (釣場)	54	1993	28	W	
		美坂高原休憩施設 (白い鐘)	99	1984	37	W	
		美坂高原休憩施設 (百年杉)	200	1983	38	W	
	大林ふるさとの山	大林管理棟	156	1976	45	S	
観光施設 (7 施設 18 棟) 小計			4,092				

※1 構造の RC 造は鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造、W 造は木造を指します。

施設分類名	施設名	棟名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数	構造※1
産業系施設	農林水産物処理加工施設(山菜加工場)	加工場	669	2001	19	S
		塩蔵庫	163	2001	20	S
		事務所	66	2001	20	W
	木材加工施設(桐加工場)	木材加工施設(桐加工場)	791	1983	38	W
		木材加工施設管理棟	75	1983	38	W
	そば加工処理施設	そば加工処理施設	134	1988	33	W
	食鳥処理施設(小規模食鳥処理施設)	小規模食鳥処理施設	93	2004	17	W
	林産物加工品等展示販売施設(物産館)	林産物加工品等展示販売施設(物産館)	234	1985	36	W
	地域特産品流通販売促進センター(物産館)	地域特産品流通販売促進センター(物産館)	219	1987	34	W
	ガソリンスタンド	事務所	15	1980	41	RC
		休憩室・倉庫	45	1980	41	W
		車庫	40	1980	41	W
		車庫	77	1980	41	W
産業系施設(7施設13棟) 小計			2,621			
消防施設	消防自動車車庫	消防自動車車庫	22	1976	45	RC
	消防屯所(宮下班)	消防屯所(宮下班)	33	1992	29	W
	消防屯所(大登班)	消防屯所(大登班)	33	1993	28	W
	消防屯所(間方班)	消防屯所(間方班)	28	1994	27	W
	消防屯所(滝谷班)	消防屯所(滝谷班)	14	1996	25	W
	消防屯所(浅岐班)	消防屯所(浅岐)	17	1997	24	W
	消防屯所(川井班)	消防屯所(川井班)	13	1992	29	RC
	消防屯所(大谷班)	消防屯所(大谷班)	23	1993	28	W
	消防屯所(名入班)	消防屯所(名入班)	13	1992	29	RC
	消防屯所(滝原早戸班)	消防屯所(滝原早戸班)	20	1998	23	W
	消防ポンプ庫(桑原班)	消防ポンプ庫(桑原班)	18	1980	41	W
	消防ポンプ庫(高清水班)	消防ポンプ庫(高清水班)	18	1980	41	RC
	消防ポンプ庫(大谷班)	消防ポンプ庫(大谷班)	7	1980	41	W
	消防屯所(西方班)	消防屯所(西方班)	34	1991	30	その他
		消防屯所(西方班)	14	1983	38	RC
	消防屯所(大石田班)	消防屯所(大石田班)	18	1980	41	RC
	消防屯所(桧原)	消防屯所(桧原)	18	1980	41	RC
消防施設(16施設17棟) 小計			343			
防災施設	防災行政無線固定局(大登中継局)	防災行政無線固定局(大登中継局)	21	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(宮下)	防災行政無線固定局(宮下)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(桑原)	防災行政無線固定局(桑原)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(大登)	防災行政無線固定局(大登)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(川井)	防災行政無線固定局(川井)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(滝谷)	防災行政無線固定局(滝谷)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(鳥海)	防災行政無線固定局(鳥海)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(本村)	防災行政無線固定局(本村)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(間方)	防災行政無線固定局(間方)	0.2	2020	1	その他

※1 構造の RC 造は鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造、W 造は木造を指します。

施設分類名	施設名	棟名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数	構造※1
防災施設	防災行政無線固定局(西方)	防災行政無線固定局(西方)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(大石田)	防災行政無線固定局(大石田)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(名入)	防災行政無線固定局(名入)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(高清水)	防災行政無線固定局(高清水)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(早戸)	防災行政無線固定局(早戸)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(松原再送信)	防災行政無線固定局(松原再送信)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(浅岐再送信)	防災行政無線固定局(浅岐再送信)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(滝原再送信)	防災行政無線固定局(滝原再送信)	0.2	2020	1	その他
	防災行政無線固定局(湯ノ平)	防災行政無線固定局(湯ノ平)	0.2	2020	1	その他
防災施設 (18 施設 18 棟) 小計			24			
水防施設	防災備蓄倉庫【宮下】	防災備蓄倉庫【宮下】	13	2017	3	S
		防災備蓄倉庫【宮下】	13	2020	1	S
	防災備蓄倉庫【大石田】	防災備蓄倉庫【大石田】	2	2020	1	その他
	防災備蓄倉庫【滝谷】	防災備蓄倉庫【滝谷】	2	2020	1	その他
	防災備蓄倉庫【早戸】	防災備蓄倉庫【早戸】	2	2020	1	その他
	防災備蓄倉庫【浅岐】	防災備蓄倉庫【浅岐】	2	2020	1	その他
	防災備蓄倉庫【間方】	防災備蓄倉庫【間方】	2	2020	1	その他
水防施設 (6 施設 7 棟) 小計			36			
体育施設	町民運動場	町民運動場管理棟	146	1973	48	S
		町民運動場便所倉庫	41	1988	33	W
	町営スキー場	町営スキー場ロッジ	185	1971	50	S
体育施設 (2 施設 3 棟) 小計			372			
福祉施設	高齢者生活福祉センター (福寿草)	高齢者生活福祉センター (福寿草)	1,057	1994	27	RC
		車庫兼倉庫棟	129	1994	27	W
		小屋 (キュービクル)	16	1994	27	W
福祉施設 (1 施設 3 棟) 小計			1,202			
文化施設	町民センター	町民センター	1,510	1979	42	RC
	生活工芸館	生活工芸館	1,054	1986	35	W
	工人の館	工人の館 (木造平屋建 1 棟)	304	1991	30	W
	交流センター山びこ	民技伝承館	773	1994	27	RC
		山村生活館	518	1994	27	RC
	生涯学習センター	旧西方小学校	1,890	1981	40	RC
		旧西方中学校	2,530	1969	52	RC
	生涯学習センター	屋内運動場	830	1979	42	S
文化施設 (5 施設 8 棟) 小計			9,409			
その他施設	旧西方児童館	旧西方児童館	204	1964	57	W
	旧保養センター	旧保養センター	178	1968	53	W
	道路維持補修車格納庫	車庫及び倉庫	157	2002	19	S
	産業用機械格納庫	産業用機械格納庫	644	2012	9	S
	町営バス車庫(滝谷)	町営バス車庫(滝谷)	50	1980	41	S
	町営バス車庫(間方)	町営バス車庫 (間方)	50	1976	45	S
	町営バス車庫(大石田)	町営バス車庫 (大石田)	50	1976	45	S

※1 構造の RC 造は鉄筋コンクリート造、S 造は鉄骨造、W 造は木造を指します。



施設分類名	施設名	棟名称	延床面積(m <sup>2</sup> )	建築年度	築年数	構造※1	
その他施設	旧会津信用金庫宮下支店社員寮	旧会津信用金庫宮下支店社員寮	95	1987	34	S	
	旧会津信用金庫宮下支店長舎	旧会津信用金庫宮下支店長舎	53	1992	29	W	
	旧検原分校	旧検原分校	146	1971	50	W	
	移住体験住宅	移住体験住宅	181	1942	79	W	
	生活工芸アカデミー生住宅	生活工芸アカデミー生住宅	143	1982	39	W	
	旧宮下中学校寄宿舎	旧宮下中学校寄宿舎	170	1985	36	W	
	教員宿舎	教員宿舎	779	1988	33	RC	
その他施設（14施設 14棟） 小計			2,900				
町営住宅	町営住宅上ノ原団地	町営住宅上ノ原団地	480	2018	2	W	
	町営住宅中平団地	町営住宅中平団地	1,899	1989	32	中層耐火	
	町営住宅中田団地	町営住宅中田団地	351	1976	45	中層耐火	
	町営住宅米子沢団地	町営住宅米子沢団地	229	1953	68	W	
	特定公共賃貸住宅宮下居平団地	特定公共賃貸住宅宮下居平団地 1号棟	特定公共賃貸住宅宮下居平団地 1号棟	172	1998	23	W
		特定公共賃貸住宅宮下居平団地 2号棟	特定公共賃貸住宅宮下居平団地 2号棟	75	2001	20	W
		特定公共賃貸住宅宮下居平団地 3号棟	特定公共賃貸住宅宮下居平団地 3号棟	75	2003	18	W
	三島町子育て支援住宅宮下館団地	三島町子育て支援住宅宮下館団地 1号棟	三島町子育て支援住宅宮下館団地 1号棟	116	2014	7	W
		三島町子育て支援住宅宮下館団地 2号棟	三島町子育て支援住宅宮下館団地 2号棟	116	2014	7	W
		三島町子育て支援住宅宮下館団地 3号棟	三島町子育て支援住宅宮下館団地 3号棟	116	2014	7	W
		三島町子育て支援住宅宮下館団地 4号棟	三島町子育て支援住宅宮下館団地 4号棟	116	2014	7	W
	三島町若者単身用住宅中乙田団地	三島町若者単身用住宅中乙田団地 A棟	三島町若者単身用住宅中乙田団地 A棟	111	2017	3	RC・W
		三島町若者単身用住宅中乙田団地 B棟	三島町若者単身用住宅中乙田団地 B棟	148	2017	3	RC・W
三島町若者単身用住宅中乙田団地 C棟		三島町若者単身用住宅中乙田団地 C棟	185	2018	2	RC・W	
三島町高齢者自立支援住宅（ひまわり荘）	三島町高齢者自立支援住宅（ひまわり荘）	417	2014	7	W		
公営住宅（8施設 15棟） 小計			4,606				
教育施設	三島小学校	校舎	1,993	1995	26	RC	
		プール専用付属室（更衣室）	19	1967	54	W	
		プール専用付属室（機械室）	8	1967	54	W	
		地域・学校連携施設	150	1990	31	RC	
		屋内運動場	668	1976	45	S	
		屋内運動場（渡り廊下）	37	1990	31	RC	
	旧宮下小学校滝谷分校	校舎	240	1969	52	S	
	三島中学校	校舎	1,976	1984	37	RC	
		プール専用付属室	68	1985	36	S	
		地域・学校連携施設	200	1987	34	S	
		屋内運動場	810	1987	34	S	
屋内運動場（渡り廊下）		47	1984	37	RC		
三島保育所	三島保育所	668	2002	19	W		
学校施設（4施設 13棟） 小計			6,884				
全体計			36,663				

※1 構造のRC造は鉄筋コンクリート造、S造は鉄骨造、W造は木造を指します。

(2) インフラ施設の保有量

① 道路の保有量

本町が保有する道路は、77 路線で総延長が 50,315m、面積が 238,454 m<sup>2</sup>です。

	路面幅員 6.5m以上	4.5m以上	2.5m以上	1.5m以上
延長距離 (m)	8,817.1	13,989.8	23,424.7	4,083.6
路面面積 (m <sup>2</sup> )	70,845.4	75,033.7	84,418.8	8,155.8

② 橋りょう等の保有量

本町の橋りょう等保有量は、延長が 705m、面積が約 3,638 m<sup>2</sup>です。

名称	橋長 (m)	有効幅員 (m)	全幅員 (m)	架設 年度	橋種	橋長 L≥15m	橋長 L<15m	スノー シェッド
三島大橋	131.0	7.0	8.0	1975	鋼橋	○		
歳時記橋	147.0	6.5	7.7	1993	鋼橋	○		
松音寺橋	13.5	7.0	8.2	1999	PC 橋		○	
大石沢橋	9.5	7.0	8.2	1985	PC 橋		○	
前ノ沢橋	5.6	4.1	4.5	1979	鋼橋		○	
台倉沢橋	9.4	4.0	4.8	1979	PC 橋		○	
二階沢橋	5.0	4.0	4.4	1976	RC 橋		○	
和具橋	30.8	2.4	2.6	1959	鋼橋	○		
若林橋	17.4	4.0	4.7	1959	鋼橋	○		
寺沢橋	3.9	4.3	4.6	1971	RC 橋		○	
根岸橋	3.2	5.0	5.4	1974	RC 橋		○	
初尾沢橋	14.2	5.0	6.2	1994	PC 橋		○	
台倉橋	5.3	4.1	4.5	1965	RC 橋		○	
袖山橋	9.2	6.0	6.6	2000	鋼橋		○	
名入大石田スノーシェッド	300.0	4.0	5.2	1986	鋼橋			○

### ③簡易水道施設の保有量

本町が保有する簡易水道施設は、13 施設です。

宮下簡易水道	浅岐飲料水供給施設	間方飲料水供給施設
大登飲料水供給施設	西方簡易水道	大石田簡易水道
川井飲料水供給施設	名入簡易水道	早戸飲料水供給施設
桧原飲料水供給施設	滝原飲料水供給施設	小山簡易給水施設
滝谷簡易水道		

### ④農業集落排水施設の保有量

本町が保有する農業集落排水施設は、1 施設です。

宮下地区農業集落排水処理施設

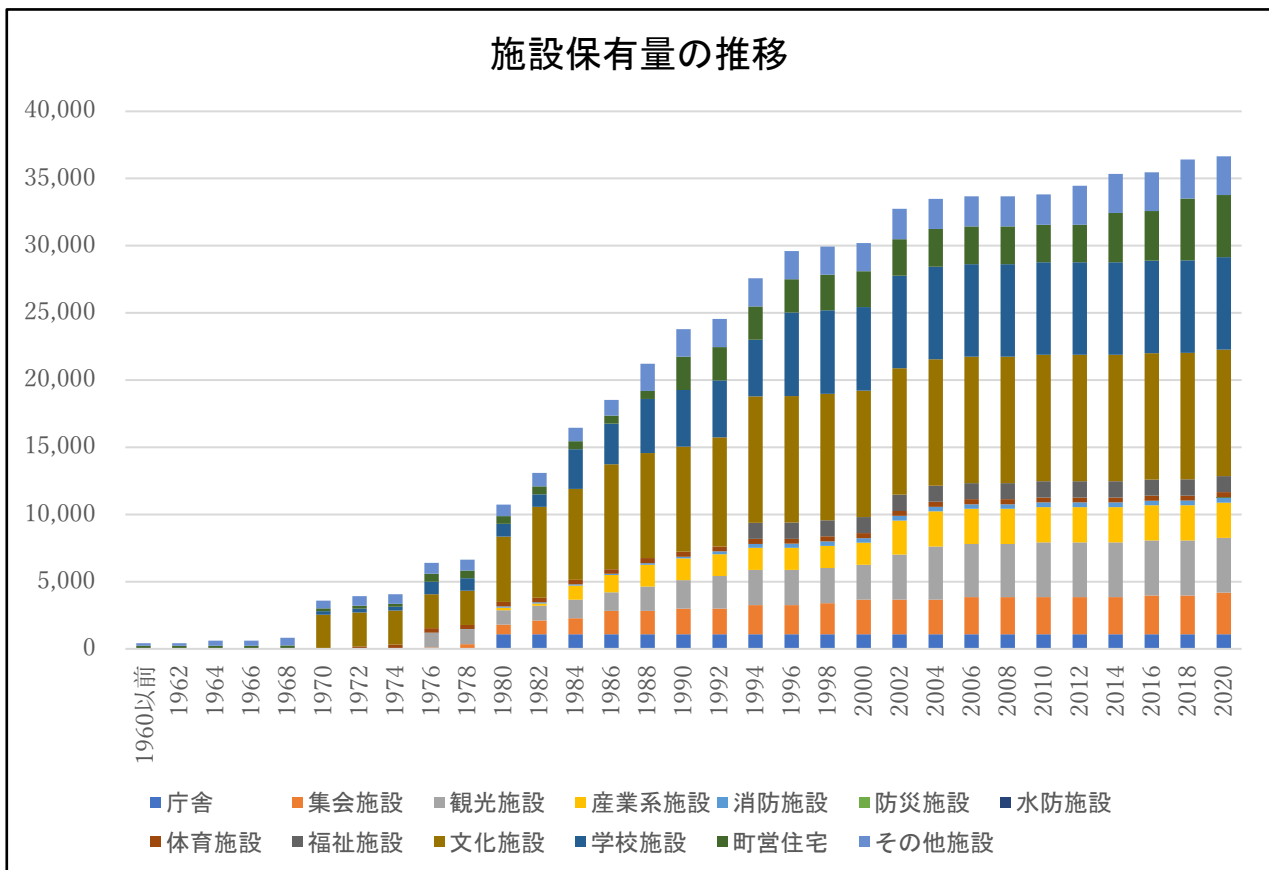
### ⑤戸別合併処理浄化槽の保有量

本町が保有する戸別合併処理浄化槽の処理区数は 14 地域、処理場は 378 基です。

## (3) 施設保有量の推移

公共施設等の保有量の推移は次のとおりです。

町民一人当たり延べ床面積は 25.25 m<sup>2</sup>で、全国平均 3.22 m<sup>2</sup>※の約 8.0 倍、人口区分別平均（1 万人以下）10.61 m<sup>2</sup>※と比較しても約 2.4 倍になり、全国平均よりも多い状況となっています。



※「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果」（平成 24 年 3 月総務省）

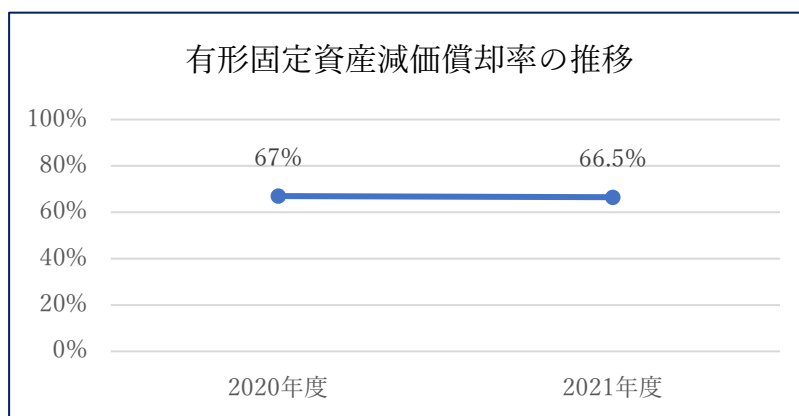
(4) 過去に行った対策の実績

過去5年間の主な対策の実績は次のとおりです。

年度	事業内容	事業費
H28	早戸交流拠点施設湯治棟改築工事	286,239千円
	浅岐集会所改築工事	44,736千円
	交流センター屋根塗装工事	10,724千円
	間方飲料水給水施設改修工事	105,192千円
	宮下舟場前線法面保護工事	55,225千円
H29	三島小学校屋根改修工事	3,780千円
	荒屋敷集会所、名入集会所、高清水集会所耐震改修・改築工事	45,344千円
	中平団地住戸改修工事	137,356千円
	小中学校給食搬入口等改修工事	5,292千円
	宮下簡易水道施設本管敷設替工事	23,404千円
H30	ふるさと荘給水管更生工事	4,212千円
	川井集会所改修工事	27,308千円
	町民センタートイレ改修・大ホール照明改修工事	3,672千円
	工人の館改修工事	23,274千円
	合併処理浄化槽設置工事	7,043千円
R1	大石田集会所整備工事	107,345千円
	桧原多目的集会所耐震改修工事	30,005千円
	三島小中学校トイレ改修工事	31,112千円
	ビューポイント環境整備工事	9,630千円
	寺沢四ツ田線消雪施設整備工事	278,818千円
R2	庁舎・町民センター耐震改修工事	117,641千円
	教員宿舎改修工事	78,320千円
	大石田簡易水道配水管敷設替工事	153,527千円
	大登飲料水供給施設浄水場整備工事	79,970千円
	早戸居平台倉線法面保護工事	54,049千円

(5) 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率の推移は次のとおりです。当比率が高いほど老朽化が進んでいると判断できます。



## 第2章 公共施設等を取り巻く現状と課題

### 1 人口の推移及び見通し

日本の総人口そのものが減少している中、地方では若い世代の都市部への流出や少子化により、自治体の消滅の可能性があると言われています。

本町も令和2年国勢調査で1,452人と5年前と比較して増減率△12.9%となり、深刻な状況にあります。

このことから、公共施設等維持管理の町民一人あたりの負担が実質的に大きくなります。

少子高齢化や人口減少社会の進行に加え、年齢階層別の人口数及びその割合が変化することで、公共施設等としての必要な規模の変化が予想されます。

また、人口動態及び社会経済情勢の変化に伴うライフスタイル及び機能の見直しなど公共施設等に対するニーズの複雑多様化が予測されます。

今後も少子高齢化や人口減少は続くことから、公共施設利用者数の減少が見込まれます。

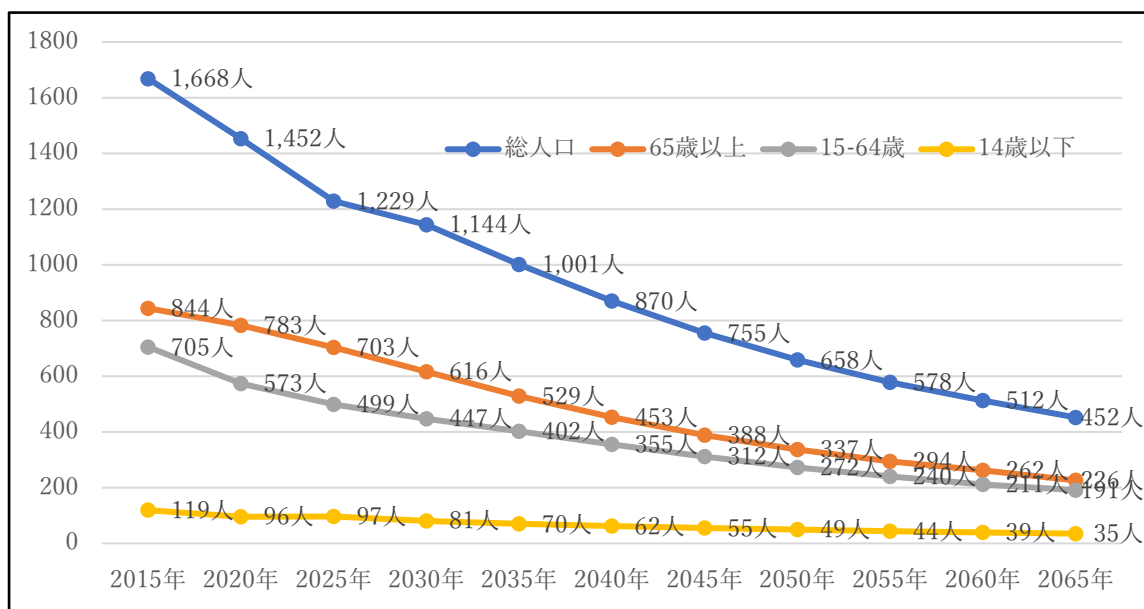
公共施設等に求められる規模、役割及び機能の見直しなどを検証すると共に、長期的な需要動向を勘案し、適切に対応する必要があります。

【人口の推移（国勢調査）】

単位：(人)

	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年
総人口	5,803	4,964	4,108	3,766	3,389	3,180	2,883	2,674	2,474	2,250	1,926	1,668	1,452
増減率		△14.5	△17.2	△8.3	△10.0	△6.2	△9.3	△7.2	△7.5	△9.1	△14.4	△13.4	△12.9
14歳以下	2,120	1,582	1,074	760	626	518	429	333	271	208	133	119	96
15-64歳	3,252	2,919	2,521	2,474	2,205	2,013	1,699	1,448	1,264	1,069	880	705	573
65歳以上	431	463	513	532	558	649	755	893	939	973	912	844	783

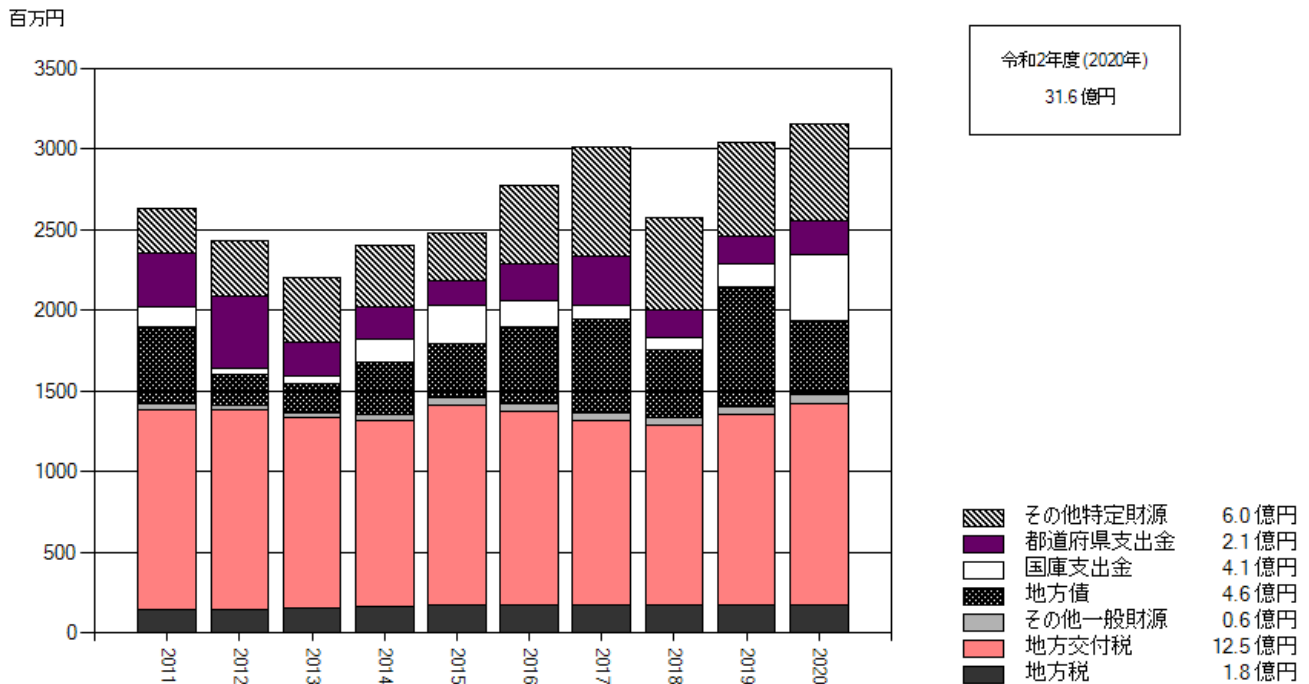
【将来の人口シミュレーション】



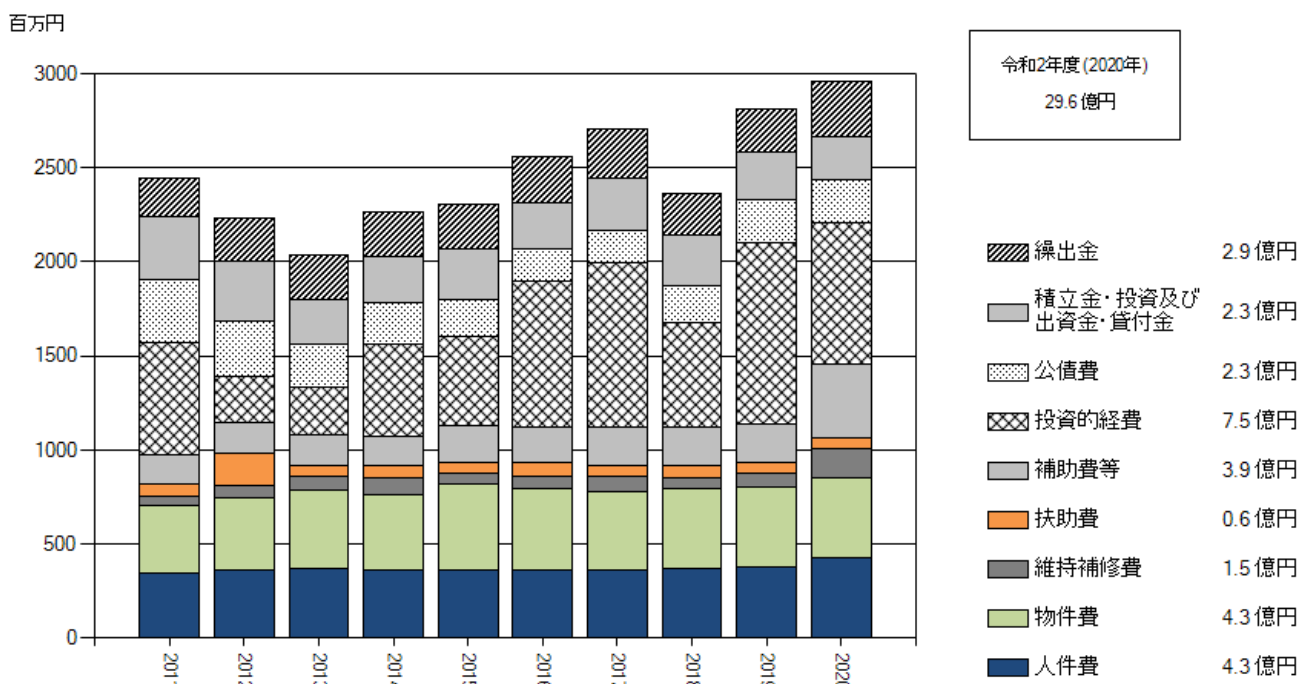
## 2 財政収支の状況

本町の歳入総額は増加傾向にありますが、自主財源は変化しておらず、地方交付税など国等の財源に大きく頼る形となっています。歳出については、投資的経費や補助費が増加しています。今後は起債償還が4億円以上で推移することも見込まれているため、町の規模を考慮し、投資的事業については慎重に判断するなど、財政規模を抑制していく必要があります。

### (1) 歳入決算額の推移



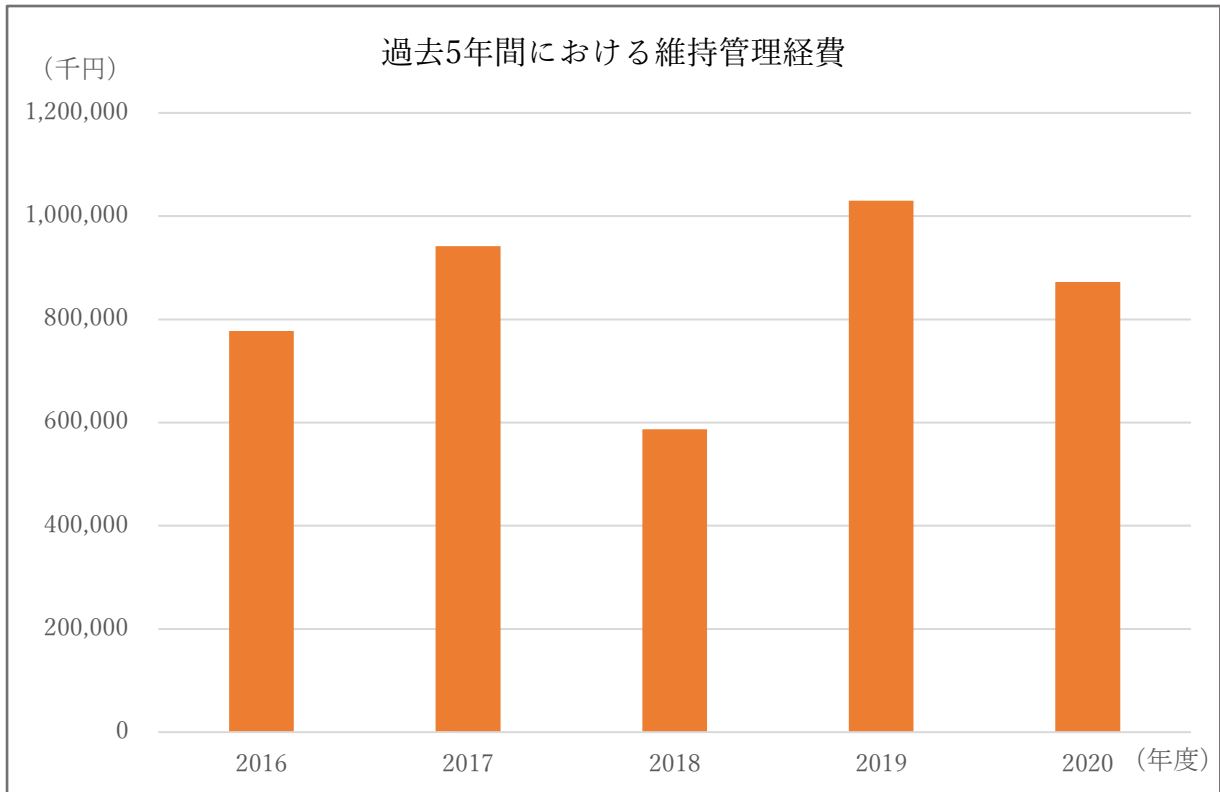
### (2) 歳出決算額の推移



### 3 公共施設等の将来負担

#### (1) 現在要している維持管理経費

過去5年間における公共施設等の維持管理費は次のとおりです。  
1年あたりの維持管理費は約8.4億円となっています。

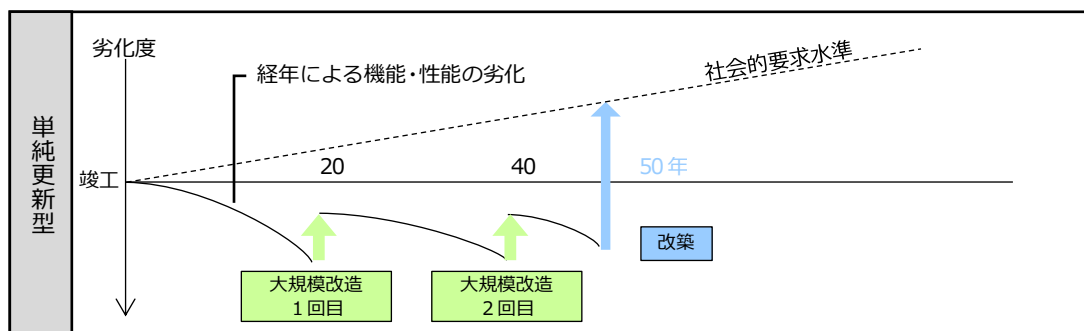


#### (2) 施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込み

##### ① 公共施設等

公共施設等の今後の維持・更新コストの算出の考え方を次のとおり設定します。

##### 【今後の維持・更新コストの算出の考え方】



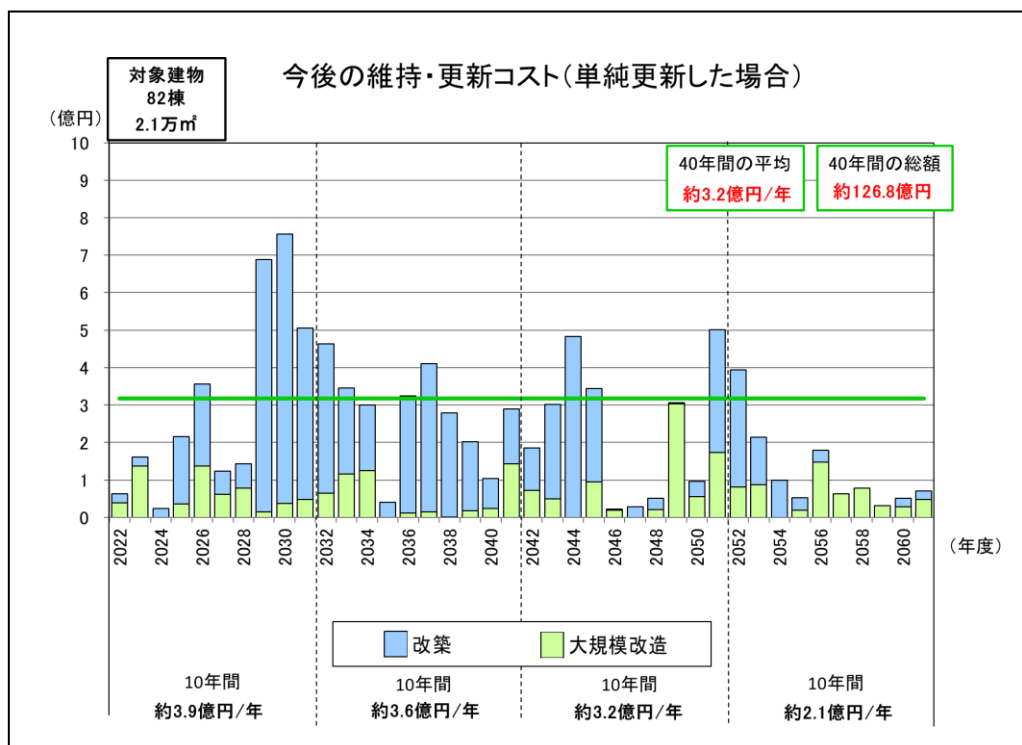
※大規模改造単価は改築単価の25%程度とします。

【整備にかかる単価表】

区分	大規模改造 (1か年で実施)	改築
公共施設 (RC造・S造)	85,000 円/m <sup>2</sup>	340,000 円/m <sup>2</sup>
公共施設 (W造)	95,000 円/m <sup>2</sup>	380,000 円/m <sup>2</sup>
学校施設	85,000 円/m <sup>2</sup>	340,000 円/m <sup>2</sup>
町営住宅	70,000 円/m <sup>2</sup>	280,000 円/m <sup>2</sup>

(i) 公共施設

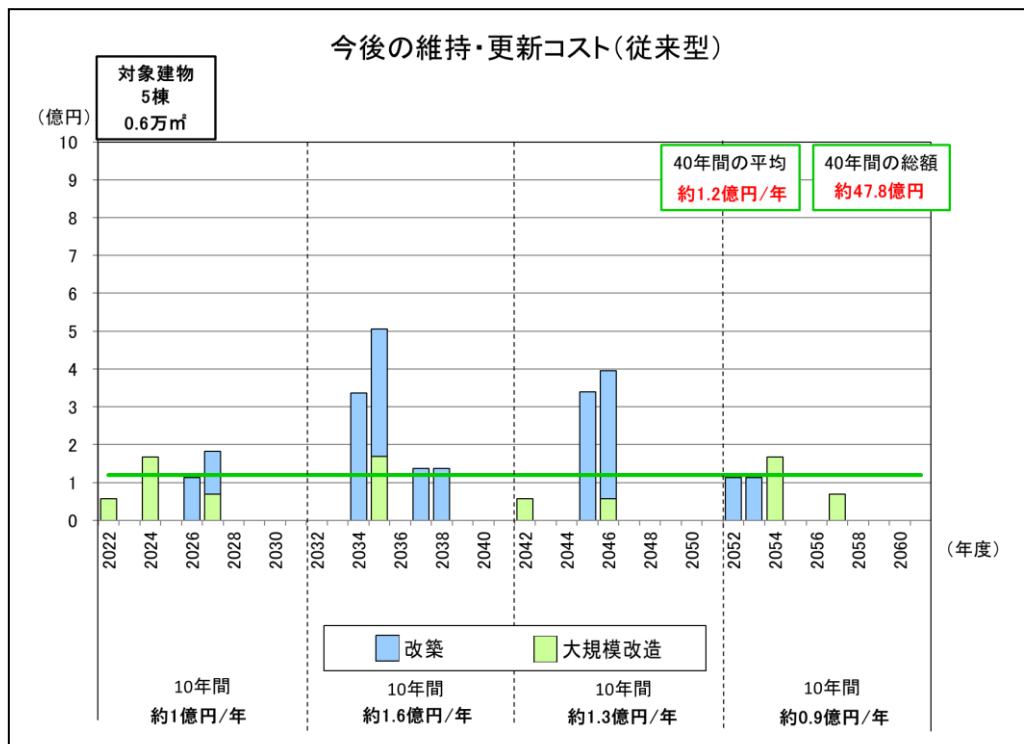
公共施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みは次のとおりです。今後40年間の維持・更新コストは、住宅、教育施設を除き約126.8億円(1年あたり約3.2億円)のコストが必要になると試算されます。また、過去の施設関連経費の約4.2億円(1年あたり約0.9億円)の3.5倍に相当します。





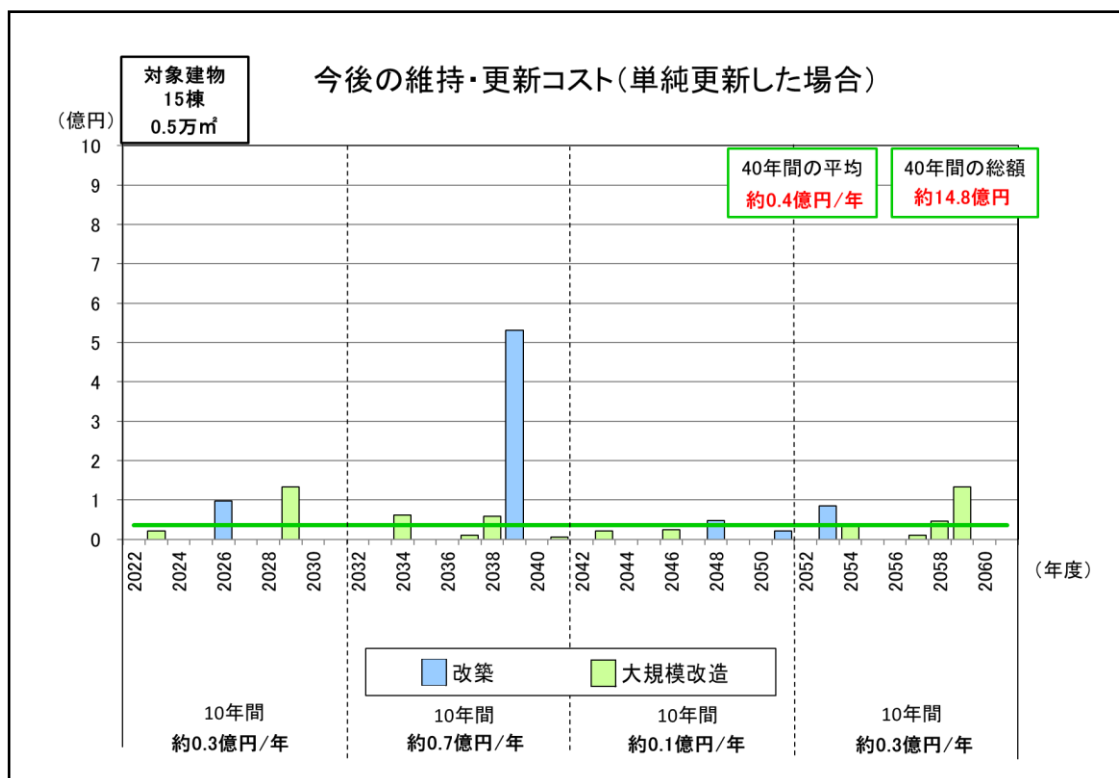
(ii) 学校施設

学校施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みは次のとおりです。今後40年間の維持・更新コストは、約47.8億円（1年あたり約1.2億円）のコストが必要になると試算されます。また、過去の施設関連経費（1年あたり約0.5億円）の2.4倍に相当します。



(iii) 町営住宅

町営住宅を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みは次のとおりです。今後40年間の維持・更新コストは、約14.8億円（1年あたり約0.4億円）のコストが必要になると試算されます。



## ②インフラ施設

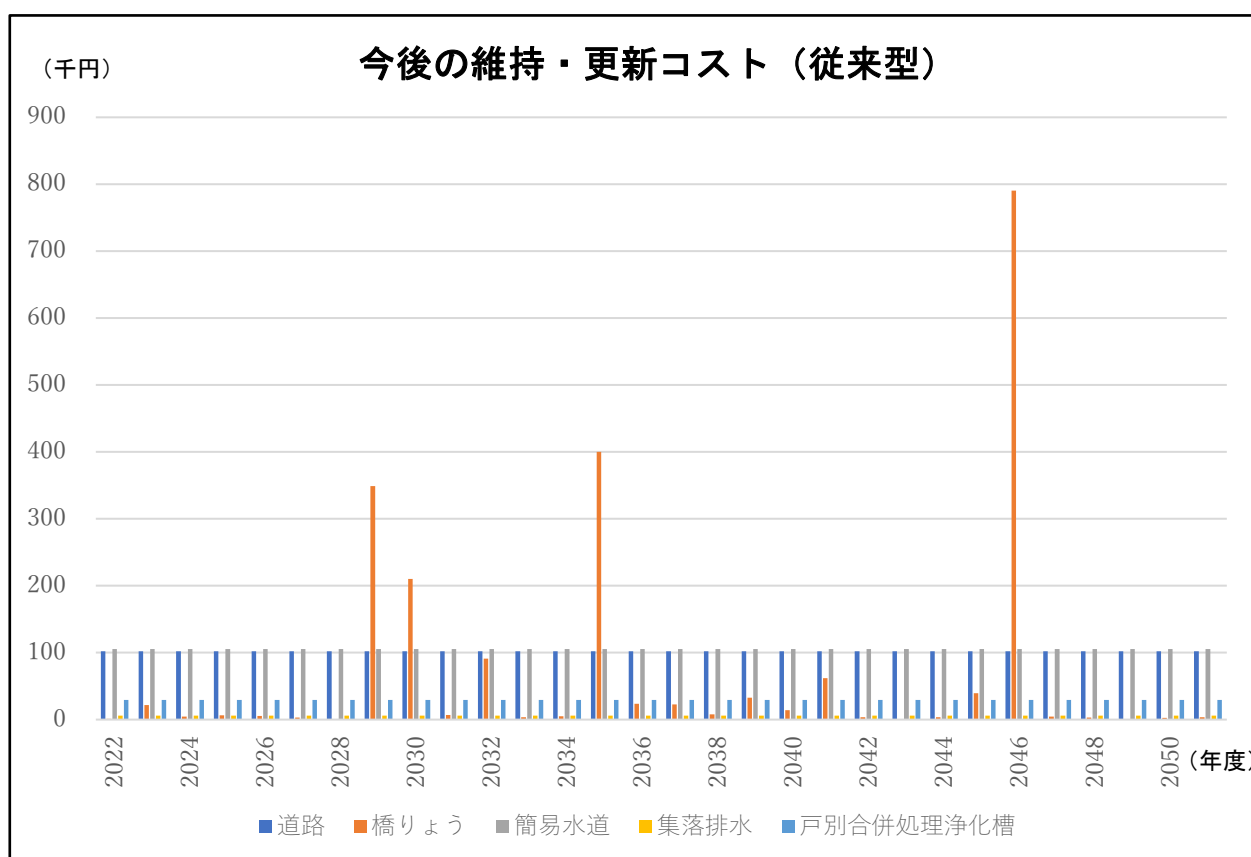
インフラ施設の今後の維持・更新コストの算出の考え方を次のとおり設定します。

【今後の維持・更新コストの算出の考え方】

区分	耐用年数
道路	15年で舗装部分の更新（打ち換え）
橋りょう	60年で架け替え
上水施設	40年で更新
下水施設	50年で更新

インフラ施設を耐用年数経過時に単純更新した場合の見込みは次のとおりです。今後30年間の維持・更新コストは、約84.5億円（1年あたり約2.8億円）のコストが必要になると試算されます。

特に橋りょうにおいては、今後20年で、建設後50年以上を経過する橋りょうが全体の約7割を超え、膨大な維持管理費が必要となることが予想されます。

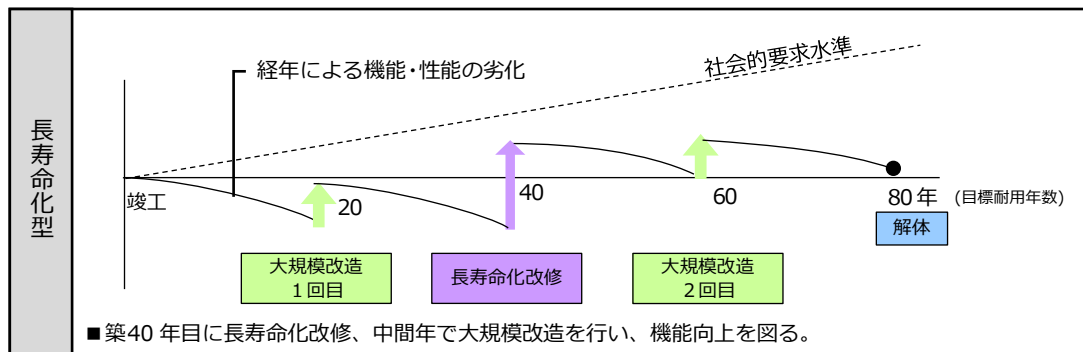


(3) 長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額

① 公共施設等

公共施設等の今後の維持・コストの算出の考え方を次のとおり設定します。

【今後の維持・更新コストの算出の考え方】



【整備にかかる単価表】

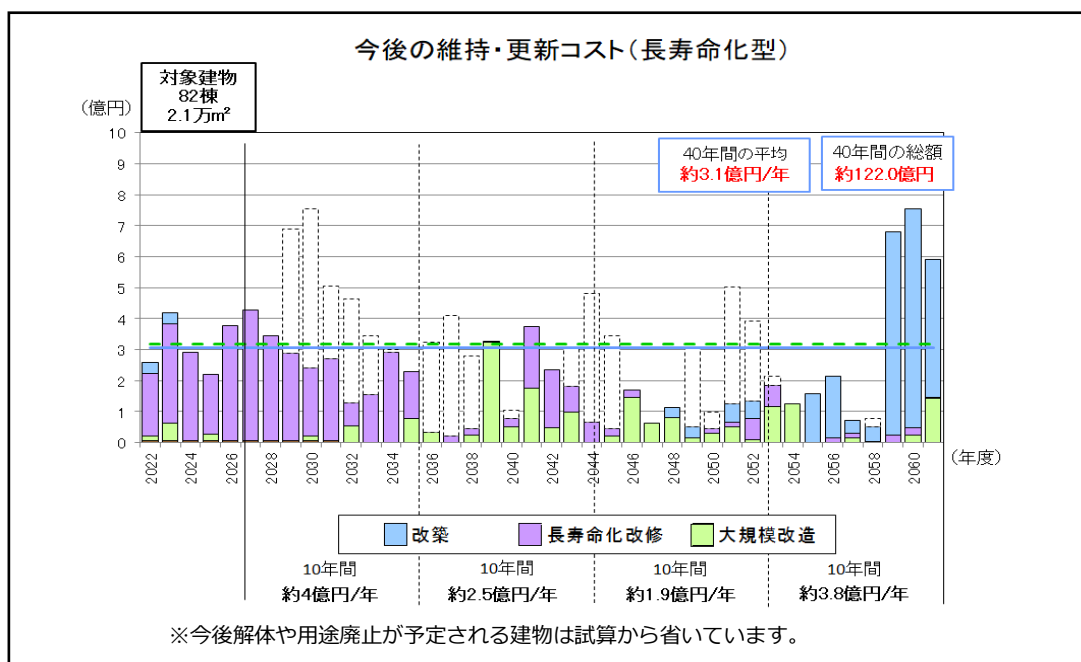
区分	大規模改造 (1か年で実施)	長寿命化改修 (2か年で実施)	改築
公共施設 (RC造・S造)	85,000 円/m <sup>2</sup>	204,000 円/m <sup>2</sup>	340,000 円/m <sup>2</sup>
公共施設 (W造)	95,000 円/m <sup>2</sup>	228,000 円/m <sup>2</sup>	380,000 円/m <sup>2</sup>
学校施設	85,000 円/m <sup>2</sup>	204,000 円/m <sup>2</sup>	340,000 円/m <sup>2</sup>
町営住宅	70,000 円/m <sup>2</sup>	168,000 円/m <sup>2</sup>	280,000 円/m <sup>2</sup>

※大規模改造単価は改築単価の25%程度、長寿命化改修単価は改築単価の60%程度とします。

(i) 公共施設

公共施設の長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額は次のとおりです。

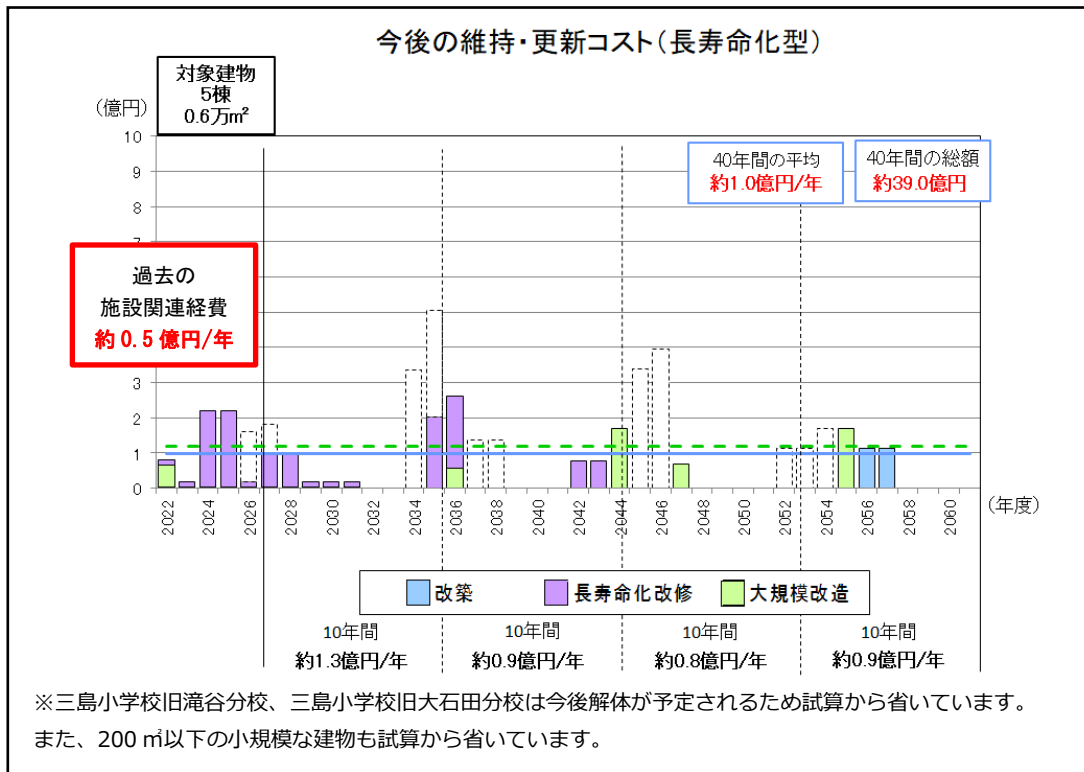
今後40年間の維持・更新コストは、約122.0億円(1年あたり約3.1億円)のコストが必要になると試算されます。長寿命化型の維持・更新コストを用いると、従来型の維持・更新コストに比べ、1年あたり約0.1億円のコストが抑制されます。



(ii) 学校施設

学校施設の長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額は次のとおりです。

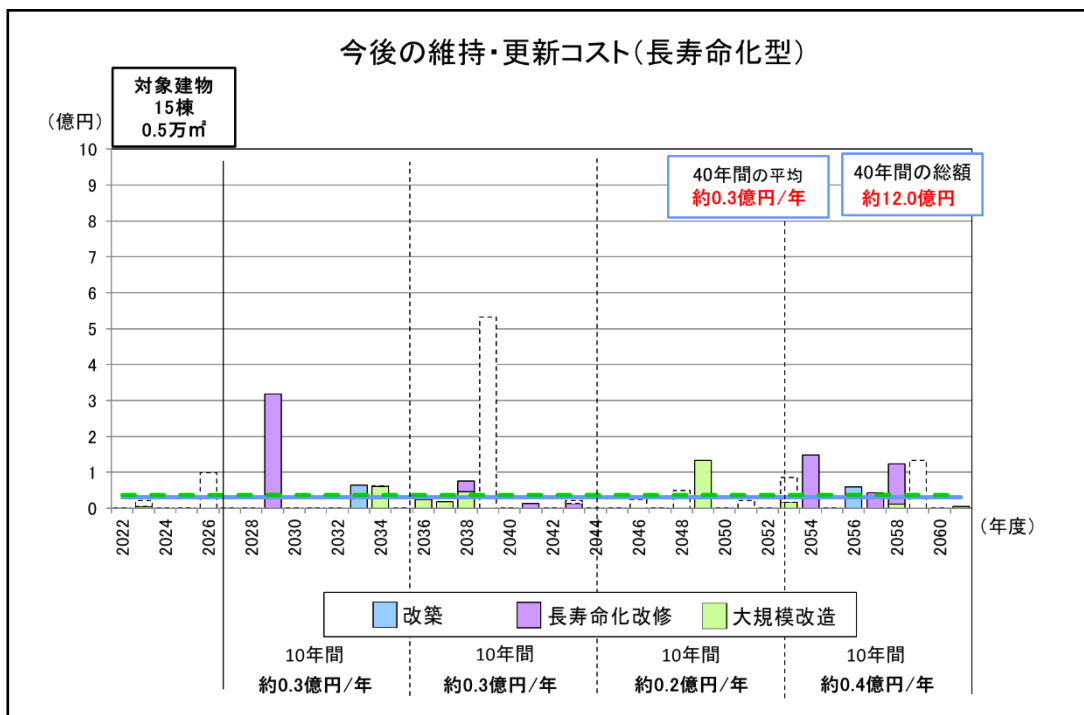
今後40年間の維持・更新コストは、約39.0億円（1年あたり約1.0億円）のコストが必要になると試算されます。長寿命化型の維持・更新コストを用いても、過去の施設関連経費（1年あたり約0.5億円）の2.0倍に相当しています。



(iii) 町営住宅

町営住宅の長寿命化対策を反映した場合の見込みと対策の効果額は次のとおりです。

今後40年間の維持・更新コストは、約12.0億円（1年あたり約0.3億円）のコストが必要になると試算されます。長寿命化型の維持・更新コストを用いると、従来の維持・更新コストに比べ、1年あたり約0.1億円のコストが抑制されます。



公共施設等の今後 10 年間、30 年間の維持管理・更新等にかかる経費の見込みは次のとおりです。長寿命化にかかる費用が発生することにより、今後 10 年間では長寿命化による効果はありませんが、30 年間でみると約 34.3 億円（1 年間で約 1.1 億円）のコスト削減が見込まれます。

【令和 4 年度から 10 年間の公共施設等の維持管理・更新等に係る経費の見込み】

(千円)

	維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更 新 等 (③)	合計(④) (①+②+③)	財源見込み	耐用年数経過時 に単純更新した 場合(⑤)	長寿命化対策の 効果額 (④-⑤)	現在要している経 費 (過去 5 年平均)
普通 会計	1,430,830	3,987,402	169,409	5,587,641	・学校施設環境改善交付金 ・社会資本総合整備交付金 ・地方創生交付金 ・インバウンド交付金 ・移住・定住支援基金	5,200,000	+ 387,641	298,107

【令和 4 年度から 30 年間の公共施設の維持管理・更新等に係る経費の見込み】

(千円)

	維持管理 ・修繕(①)	改修(②)	更新等(③)	合計(④) (①+②+ ③)	耐用年数経過時に 単純更新した場合(⑤)	長寿命化対策の 効果額 (④-⑤)	現在要している経費 (過去 5 年平均)
普通 会計	4,078,873	6,144,586	2,038,076	12,261,535	15,700,000	△ 3,438,465	298,107

## ②インフラ施設

今後 10 年間の維持・更新コストは、約 30.3 億円（1 年あたり約 3 億円）、今後 30 年間の維持・更新コストは、約 94 億円（約 3.1 億円）と試算されます。

インフラ施設の全てを一度に更新していくことは明らかに不可能であり、更新時期の分散化、あるいは管理手法の見直しが必要となります。

## 第3章 公共施設等の管理に関する基本方針

### 1 基本方針

本町が保有又は管理・借用する財産を経営資源ととらえ、全庁的かつ長期的な視点に基づき、計画的な予防保全による長寿命化や公共施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、未利用財産の売却処分等による歳入確保など、町有財産の総合的な利活用を推進することにより、財政負担の軽減を図りながら、町民が必要とする行政サービスの維持・向上を図ることを基本方針とします。

この基本方針の目的を達成するため、次の3つを取組の柱とします。

#### ○ 公共施設等の長寿命化と維持管理コストの低減

今後も利活用する施設については、計画的な予防保全による長寿命化を推進し、施設性能の維持向上を図りながらトータルコストの縮減及び財政負担の平準化を図ることとします。

#### ○ 公共施設等の総資産量の適正化

公共施設については、人口減少や厳しい財政状況を踏まえ、必要なサービス水準を確保しつつ施設総量の縮減を推進することとします。

インフラ施設については町民生活における重要性及び道路・上下水道といった施設種別ごとの特性を考慮し、中長期的な経営視点に基づく個別施設計画等に則した適性化を図ることとします。

#### ○ 公共施設有効活用

未利用施設や敷地の民間等への貸付や転用など、町民財産の有効活用により収入確保を図ることとします。

### 2 具体的な取り組み方策

#### (1) 公共施設等における取組み方策

##### ① 点検・診断

定期的な点検・診断により、施設の状態を的確に把握して必要な対策を適切な時期に効果的に実施し、メンテナンスサイクルを構築することとします。

インフラ資産の整備にあたっては、社会情勢や町民ニーズを的確にとらえ、かつ財政状況を考慮して中長期的視点から必要な施設の整備を計画的に行うこととします。

##### ② 維持管理・更新

将来にわたる財産保有に要するコストを縮減するため、点検・診断等により高い危険性が認められた公共施設や、老朽化等により共用廃止され、かつ今後とも利用見込みが低い施設については、特例地方債などを活用して解体撤去を基本とします。

また、人口や財政規模に見合った施設保有の最適化を図る必要があることから、施設が果たしている役割や機能を再認識し、施設機能の更新・複合化・転用及び長寿命化などの検討を行うこととします。

インフラ資産については、構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指した計画的かつ効率的な管理を推進することとします。

### ③ 安全確保

公共施設等を長期的に使用するためには、劣化・破損等の不具合が生じた際に修繕等を行う「事後保全」だけでなく、不具合や故障が生じる前に予防的な修繕等を実施し、機能の保持を図る「予防保全」が重要です。「予防保全」は、施設機能が突発的に停止するリスクを低減させるほか、改修等にかかる費用を計画的に実施することで、中長期的なトータルコストを下げることにつながります。

また、「予防保全」を効率的・効果的に実施するため、構造躯体以外の劣化状況の点検・評価も実施します。

### ④ 耐震化

点検・診断を充実させることにより、危険箇所の把握につとめ、早期に危険除去を実施していきます。また、平常時の安全確保のみならず、災害時の拠点施設としての機能を確保することを踏まえ、耐震化を進めていきます。

### ⑤ 長寿命化

今後、公共施設の建替え及び大規模改修時期が集中することが見込まれることから、建物の長期的な健全保全を図るため、適切な時期に必要な修繕等を加え、建物の長寿命化を図り資産価値を保持します。

インフラ資産については、安全性や経済性を踏まえつつ、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的な修繕等を実施することにより、機能を保持しながら長寿命化を図ることでランニングコストの縮減を図ることとします。

### ⑥ ユニバーサルデザイン化

公共施設等の改修や更新等を行う際には、町民ニーズや関係法令等におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが利用しやすいようユニバーサルデザインへの対応に努めます。

### ⑦ 統合・廃止

(i) 利活用の見込みのない町有地については、積極的な売却を進めることとします。なお、計上等の理由により、売却困難な土地については一時貸付などの活用を図ることとします。

(ii) 施設機能の更新・複合化・転用及び長寿命化などにより、使用する見込みがなくなった公共施設については、積極的に譲渡や貸し付けを進め、これらによって得られた財源は、存続する公共施設の維持管理経費等に充てることを原則とします。

(iii) 人口減少や厳しい経済情勢の背景から、公共施設の譲渡や貸し付けが進まない場合は、地域の活性化、産業振興、福祉の向上、定住人口の増加に寄与することを目指し、無償譲渡や無償貸し付けを行うことも検討します。

(iv) インフラ資産は、社会経済活動や地域生活を支える社会基盤として、日常の交通機能等とともに、防災対策としても重要な役割を担っています。これらは、公共施設と異なり、複合化や転用等の改善が適さないことから、施設の種別ごとに整備状況や老朽化の度合い等から方向性を検討し、その結果から資産の重要度に応じた個別計画を策定することとします。

## ⑧ 脱炭素化の推進方針

脱炭素社会実現のため、公共施設における再生可能エネルギーを活用した設備の導入や、LED照明灯等の省エネ性能に優れた機器等の導入による消費エネルギーの省力化など、公共施設等における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

## (2) 民間活力の導入

- ① 民間企業等の持つ様々な資金やノウハウを活用し、施設の整備・更新・維持管理及び運営を効果的かつ効率的に行うことを検討します。
- ② 指定管理者制度やPPP/PFIなどの手法を用い、町内企業をはじめとする民間企業の活力を施設整備や管理に導入する検討を行うこととします。
- ③ 民間施設の活用など、公共施設にこだわらない行政サービスの提供の検討を行うこととします。

## (3) 個別施設計画の策定・推進

すでに策定されている個別施設計画については、施設ごとに必要に応じて、社会情勢の変化や情報の蓄積を踏まえて本計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直しを行い、それぞれの施設の特性に応じた計画的な維持管理等を図ることとします。

また、計画未策定の施設については、速やかに策定することとします。



## 第4章 実行体制の整備

### 1 全庁的な取組体制の構築

本計画推進に当たっては、総務課全体を一元的に管理し、総資産量を把握し、組織横断的な調整機能を発揮しつつ、毎年度、庁内連絡会において進捗管理・点検及び表を行うとともに方針の改定や見直しを行うこととします。

全庁的に推進していくには、職員一人ひとりが意識を持って取り組んでいく必要があります。

公共施設やインフラの現状を十分理解し、経営的視点に合った適正化、維持管理へと方向転換を図っていくとともに、社会経済状況や町民ニーズの変化に対応できるような町民サービスの向上のため、自らが創意工夫を実践していくことが重要ととらえ、職員の意識の向上に努めることとします。

### 2 PDCAサイクルの推進

公共施設等総合管理計画について、計画期間の範囲内であっても、定期的に計画の達成状況等について正確に把握し、フォローアップ（5年ごと）を実施します。

人口の増減や分布に注視し、状況に応じて、公共施設等保有量の段階的な縮減も視野に入れた運用も検討する必要があります。

また、突発的な社会的要請に伴い、機能を向上させるための費用増が生じることも考慮する必要があります。

### 3 財政担当との連携

長期的な視点から策定した施設保全、長寿命化計画も、財政措置があって初めて実行に移すことができるものであり、効果的かつ効率的に実施していくためには、財政担当との連携が必要不可欠であり、財政状況を考慮しながら、進行管理を図り、財政計画の見直しに反映させることとします。

これまでの事後保全型の維持管理方針を見直し、財政負担の軽減を目的として予防保全型の維持管理方針を取り入れ、施設や機能の長寿命化を行う必要があります。

さらに、生産年齢人口が減少することによる町税収入への影響、高齢者人口が増えることによる社会保障費の増加等を考慮すると、限られた財源のもと、公共施設を一層効率的・計画的に管理していく必要があることから、個別施設ごとに利用度、維持管理費用、老朽化度をはじめ、施設の修繕履歴等の施設情報を記載した「施設台帳」を作成し、情報の一元化を図り施設の管理を行うこととします。

### 4 町民との協働

公共施設における行政サービスの有効性をはじめ、維持管理費用や利活用状況に関する情報の町民への提供を推進し、協働の推進に向けた環境整備を行います。

さらに、公共施設等の適正配置の検討に当たっては、議会や町民に対し随時情報提供を行い、町全体で認識の共有化を図ることとします。